

学校運動部活動に係る活動方針

秋田県立六郷高等学校

1 目的

学校教育活動の一環として次に掲げる教育目標等の達成を目指すものである。

【教育目標】

◎社会の形成者としての自覚を持ち、地域社会を支え、新しい時代を創造していく感性豊かな人材の育成

【目指す生徒像】

- (1) 誠実な生徒
- (2) 責任を重んじる生徒
- (3) 民主的社会的ルールを守る生徒
- (4) 勤労と奉仕をいとわぬ生徒
- (5) 知性と創像力に富む生徒

2 部活動運営について

(活動時間及び活動日数)

- (1) 活動時間：平日は2時間30分程度、休業日は3時間30分程度とする。
- (2) 休養日：平日は週あたり1日以上(笹竹の日)を休養日とし、週末は月2日以上とする。
※長期休業中の休養日も上記の規定に準ずる。

(定期考査)

- (1) 定期考査1週間前及び考査期間中は原則、練習を禁止とする。但し、大会等特別な事情がある場合は校長の承認を得て練習を実施することができる。

(学校閉庁日)

- (1) 活動休止日とする

3 留意事項

- (1) 平日における部活動後の生徒の下校完了時刻を午後7時とする。
- (2) 安全に活動が実施されるように事前指導を充実させる。また、常に施設設備や用具等の点検を行い盗難や事故の未然防止に努める。
- (3) 生徒の健康状態を把握し健康管理を徹底する。気温・湿度等の練習環境に注意し、練習実施の有無の判断を的確に行う。
- (4) 生徒が安心して活動に取り組めるように体罰やハラスメント、不適切な言動等の根絶を徹底する。
- (5) 週末の休養日について大会や練習試合等により、月あたり2日以上休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。
- (6) 文化部等についても同じ扱いとする。